

誓約書取扱要領の改正（案）

誓約書取扱要領を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
（目的） 第 1 条 本要領は、<u>次の各号に掲げる広告物若しくは掲出物件又は看板</u>（以下「<u>既存不適格広告物等</u>」という。）の新規許可申請時において、当該既存不適格広告物等における状況に鑑み、当該新規許可申請時における誓約書の取扱い等を定めるものである。	（目的） 第 1 条 本要領は、<u>大阪市屋外広告物条例（昭和 31 年条例第 39 号。以下「条例」という）第 1 条に規定する広告物又は掲出物件</u>（以下「<u>広告物等</u>」という。）の<u>表示又は設置</u>（（以下「<u>設置等</u>」という。）<u>以前に、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「建基法」という。）第 88 条第 1 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定に基づく建築確認（以下「確認」という。）が必要であつたにもかかわらず、確認を受けず又は確認を受けたかどうか</u>が不明であり、かつ条例第 2 条第 1 項の規定による許可を受けることなく設置等している既存の広告物（以下この要領上「<u>既存不適格広告物</u>」という。）<u>の新規許可申請時において、当該既存不適格広告物における状況に鑑み、当該新規許可申請時における誓約書の取扱い等を定めるものである。</u>
(1) <u>大阪市屋外広告物条例（昭和 31 年条例第 39 号。以下「条例」という）第 1 条に規定する広告物又は掲出物件の表示又は設置以前に、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 88 条第 1 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定に基づく建築確認（以下「建築確認」という。）が必要</u>	[新設]

<u>であつたにもかかわらず、建築確認を受けず又は建築確認を受けたかどうか</u>が不明であり、かつ<u>条例第 2 条第 1 項の規定による許可を受けることなく表示又は設置している既存の広告物又は掲出物件</u> (2) <u>道路法（昭和 27 年法律第 22 号）第 32 条第 1 項第 7 号の政令で定める工作物として道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）第 7 条第 1 号に掲げる看板の設置以前に、建築確認が必要であつたにもかかわらず、建築確認を受けず又は建築確認を受けたかどうか</u>が不明であり、かつ<u>道路法第 32 条の規定による許可を受けることなく設置している既存の看板</u> （申請者の責務） 第 2 条 <u>既存不適格広告物等</u>の新規許可を申請する申請者は、当該<u>既存不適格</u>広告物等の安全性を確保する責務を負うものとする。 （誓約書の提出） 第 3 条 本市は、<u>既存不適格広告物等</u>に関する<u>条例第 2 条第 1 項又は道路法第 32 条の規定による許可申請の際に</u>、申請者に対し誓約書の提出を求めることができる。 [2 略]	[新設] （申請者の責務） 第 2 条 既存不適格広告物の新規許可を申請する申請者は、当該<u>既存</u>広告物の安全性を確保する責務を負うものとする。 （誓約書の提出） 第 3 条 本市は<u>既存不適格広告物に関する条例第 2 条第 1 項の規定による許可申請の際に</u>、申請者に対し誓約書の提出を求めることができる。 [2 同左]
備考 表中の [] の記載は注記である。	